

訪問看護サービス契約書（介護保険・介護予防・医療保険）

重要事項説明書

個人情報使用同意書

料金表

有限会社フロムエント

大地訪問看護ステーション

大地訪問看護ステーション サテライト大泉

訪問看護サービス契約書(介護保険・介護予防・医療保険)

利用者 様 (以下 「利用者」といいます) と大地訪問看護ステーション・大地訪問看護ステーション サテライト大泉 (以下ステーションといいます) は、ステーションが利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 訪問看護サービスの目的および内容

ステーションは、介護保険及び医療保険法等の関係法令に従い利用者が可能な限り在宅生活を送れるよう、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を支援するために、訪問看護サービスを提供します。サービスの内容は「重要事項説明書」に記載の通りです。

第2条 契約期間および訪問看護計画

- (1) この契約期間は契約締結日より、第7条に定めた事由による契約終了日までとします。
- (2) 上記の契約期間満了日の前日までに利用者より契約解消の意思表示がなされない場合は、この契約は自動更新するものとします。
- (3) ステーションは居宅サービス計画(ケアプラン)及び主治医の指示書に基づき訪問看護サービスを提供します。
- (4) ステーションは、利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合でその変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、変更の対応を行います。
- (5) ステーションは、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援業者への連絡調整を行います。
- (6) 要支援・要介護認定で非該当となった場合、引き続き医療保険での指定訪問看護を利用する場合は、契約は継続されます。

第3条 訪問看護サービス提供の記録

- (1) ステーションはサービスを実施した際にはあらかじめ定めた訪問看護記録に必要事項を記入し、利用者の確認を受ける事とします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- (2) ステーションは、一定期間ごとにサービスの提供の状況や利用者の状態・目標の達成状況について「報告書」を作成し利用者の主治医へ報告します。
- (3) ステーションは「訪問看護記録・報告書」を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じステーションの営業時間内にそのステーションにて当該利用者に関する「訪問看護記録・報告書」を閲覧でき、又その写しを交付します。

第4条 サービス利用料及び支払い

- (1) 介護保険では訪問看護サービスに対する利用者負担金は介護保険法に定められた額とします。また提供するサービスのうち介護保険の適用を受けられないものがある場合には、利用者の同意の下一定の料金を請求します。
- (2) 医療保険等に対する利用者負担金は利用者に対応される保険により違いがあり、関係法令に基づいて定められている負担金となります。
- (3) サービス利用料は別紙の通りです。
- (4) 利用者が正当な理由なくステーションに支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、ステーションは1ヶ月の期間を定めて、契約を解除する旨の勧告をすることができます。

第5条 利用者の解約権

利用者は、ステーションに対しいつでも10日以上の予告期間をもって、この契約を解約する事ができます。

第6条 ステーションの解約権

ステーションは、利用者の著しい背信行為(ハラスメント等)により契約の継続が困難となった場合には、この契約を解除する事ができます。この場合、ステーションは、居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第7条 契約の終了

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第4条の規定により利用料の支払いがなかったとき
- (2) 第5条の規定により利用者から解約の意思表示がされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第6条の規定によりステーションから契約解除の意思表示があったとき
- (4) 3か月間のサービスの利用がなかったとき
- (5) 次の理由に該当し、利用者にサービスを提供出来なくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設への入所または、医療機関へ入院した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第8条 賠償責任

ステーションはサービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入している賠償保険の範囲内で損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第9条 秘密保持

- (1) ステーションはサービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。
- (2) ステーションはあらかじめ文書により同意を得た場合は前項の規定にかかわらず情報を提供することができます。

第10条 緊急時の対応

ステーションは、訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を取る等必要な措置を講じます。

第11条 苦情処理

ステーションは、利用者・家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護サービスに関する利用者の要望、苦情の申立てがあった場合には迅速に対応します。

第12条 契約外条項

この契約に定められていない事については利用者、ステーションの両者の信義に則って誠実に協議し解決します。

別紙の通り訪問看護サービスの契約を締結します。

契約締結日 年 月 日

事業者

事業者名	大地訪問看護ステーション
事業者番号	介護保険指定番号 東京都 第 1362090043 号 老人保健法及び医療保険法指定事業者番号 東京都 第 7291313 号
所在地 電話番号	住所 〒177-0034 東京都練馬区富士見台 2-19-22 TEL 03-3577-8090 FAX 03-3577-8093
事業所名	大地訪問看護ステーション サテライト大泉
所在地 電話番号	住所 〒178-0063 東京都練馬区東大泉 2-7-30 エーデルハイム横山 203 TEL 03-6904-6702 FAX 03-6904-6795
代表者	住所 〒167-0021 東京都杉並区井草 2-8-6 有限会社 フロムエント 代表取締役 白石 知成
管理者	理学療法士 白石 知成

利用者

利用者住所	〒
	電話
利用者名	

署名代行者

代行者住所	〒
	電話
代行者名	
利用者との関係・続柄	

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者(法人)名	有限会社 フロムエント			法人種別	営利法人
代表者	役職名	代表取締役	氏名	白石 知成	
所在地	住所 〒 167-0021 東京都杉並区井草 2-8-6				
電話番号	TEL 03-6325-0556	FAX 03-5303-5865			
事業内容	リハビリテーション業務の受託				

2. 事業所の概要

事業所の名称	大地訪問看護ステーション				
所在地	住所 〒 177-0034 東京都練馬区富士見台 2-19-22				
電話番号	TEL 03-3577-8090	FAX 03-3577-8093			
事業所の名称	大地訪問看護ステーション サテライト大泉				
所在地	住所 〒 178-0063 東京都練馬区東大泉 2-7-30 エーデルハイム横山 203				
電話番号	TEL 03-6904-6702	FAX 03-6904-6795			
事業所番号	介護保険指定番号 東京都 第 1362090043 号				
	老人保健法及び医療保険法指定事業者番号 東京都 第 7291313 号				
管理者名	理学療法士 白石 知成				
事業の目的	利用者に対し可能な限り在宅生活を送るためにその有する能力に応じた自立した日常生活を支援する。				
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の自己決定を尊重する ・潜在する能力を最大限に発揮出来るよう援助を行い、日常生活の活動を高め社会への参加を可能にし、自立を促す ・上記の目的を達成する為、サービス提供者は十分な知識・技術の向上に努める 				

3. 事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	資 格 等	業務内容
管 理 者	1 人			管理業務
訪問看護師	人	人	看護師・准看護師の免許を有するもの	訪問看護業務
訪問リハビリ職員	人	人	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の免許を有するもの	訪問看護 (リハビリテーション)業務
事 務 職 員		1 人		一般事務

4. 事業の実施地域

実施地域	練馬区・杉並区・中野区
------	-------------

※ 上記地域以外でもサービスを実施する場合があります。

※ 上記地域外でも交通費はサービス料金に含まれています。

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	※緊急時は随時対応 9:00 ～ 18:00
休 日	日曜日・国民の休日・年末年始(12月30日～1月3日)

6. サービスの提供方法及び内容

(1) 医師の指示に基づき、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画をたて、サービスを実施いたします。

内容

<p>1.療養上の世話(清潔の援助、排泄の援助、食事の援助等)</p> <p>2.病状・障害の看護、医師への報告</p> <p>3.医師の指示による医療処置</p> <p>4.リハビリテーション</p> <p>5.家庭支援(家族に対しての相談、助言等)</p> <p>6.療養生活や介護方法等の指導・助言</p> <p>7.その他</p>

※ 医療処置に必要な衛生材料等は、かかりつけ医療機関より支給、または自己購入でお願いします。

(2) 訪問看護計画・介護予防訪問看護計画については利用者又は家族に説明し、同意をいただきます。また、計画書は利用者に交付します。

(3) 毎月、サービスの提供の状況や利用者の状態・目標の達成状況について「報告書」を作成し利用者の主治医へ報告します。

(4) サービスを実施した際にはあらかじめ定めた訪問看護記録に必要事項を記入し、利用者の確認を受ける事とします。またその訪問看護記録は利用者にお渡しします。

7. サービス提供の流れ

訪問看護提供の流れは以下のとおりです。

受 付	1.利用者又は介護支援専門員の来所又は電話による受付をします。 2.主治医又はかかりつけ医の指示により受け付けます。
契 約	1.訪問日時調整を行います。 2.訪問による重要事項の説明と契約書の契約を行います。 3.契約の有効期間は認定有効期間終了日までとします。但し、更新を受け要支援・要介護状態であり、利用者から申し出が無い場合は、自動的に更新されます。 (医療保険での契約有効期間は利用者からの申し出によるものとします。)
アセスメント	本人・家族の状態把握、心身の機能状態の評価、療養介護の不安、特別事項の確認
計画書作成	居宅サービス計画書及び医師の指示書のもと訪問看護・介護予防訪問看護計画書の作成を行います
連携調整	医療機関・福祉機関との連携調整を行います。 利用者を担当する居宅介護支援業者との連携調整を行います。 利用者が利用する他のサービス事業者との連携調整を行います。 主たる介護者との連携調整を行います。
訪問看護業務	訪問時には所定の記録用紙に訪問看護の内容を記載し、利用者へお渡しします。
計画の変更	看護の内容変更が必要と判断した時は、介護保険対応の場合は、担当する介護支援専門員に連絡します。 計画書を修正し利用者並びにご家族への説明と承諾をとります。 ※計画書は1ヶ月に1回確認をして、変更・修正し利用者並びにご家族への説明・承諾をとります。 ※医師への報告は1ヶ月に1回以上行います。(必要時はその都度行います)
終 了	居宅サービス計画は、訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の達成により終了の手続きをとります。 または、利用者・ご家族の看護により訪問看護の契約を解約することによる終了もあります。

8. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供する場合があります。

(2) 訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合は、利用者及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 理学療法士などの訪問

ア) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成することとします。

イ) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであることとします。

(4) 1か月サービスの利用がなかった際には時間・担当者を再調整させて頂く場合があります。

9. 利用料金

(1) 介護保険を利用する場合の自己負担は、基本料金の1割又は2割又は3割です。

ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分のかかるサービスは全額自己負担になります。任意契約による訪問看護は、全額自己負担になります。個別の利用料金は別紙に記載いたします。

(2) 医療保険を利用する場合の自己負担金は利用者に応えられる保険により違いがあり、関係法令に基づいて定められている負担金となります。個別の利用料金は別紙に記載いたします。

※ 利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、いったん利用料を全額自己負担しなければなりません。

10. 利用料金、その他の費用のお支払い方法

(1) 利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えて、お渡し致します。毎回のサービス実施記録の利用控えと照合の上、利用月の翌月 27日までに口座振替もしくは現金にてお支払い下さい。

※ 入金確認後、領収書を発行いたしますので、大切に保管してください。

ア. 口座振替 イ. 現金支払い

(2) サービス提供時までに連絡がなかった場合はキャンセル料として実費 2,000 円を徴収します。

ただし利用者の容態の急変・緊急などやむを得ない事情がある場合は不要とします。

(3) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料は 14,000 円となります。

11. 緊急時の対応方法

(1) サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他の必要な場合には速やかに主治医へ連絡をとる等必要な措置を講じます。

(2) 災害時において、連絡を取ることなく訪問を中止にさせて頂く場合があります。

12. 虐待防止に関する事項

虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について看護師等に周知の徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(3) 看護師などに対し虐待のための研修を定期的実施しています。

(4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。

13. 個人情報の保護について

事業所が保持する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めます。

- (1) 当該事業所の従業員は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業員であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

14. 損害賠償

ステーションはサービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入している賠償保険の範囲内で損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。事業者は、損害賠償保険に加入しています。

15. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事所に連絡を行い、必要な措置を講じます。万が一事故が発生し、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は家族に重大な過失がある場合は、この限りではありません。事業者は、損害賠償保険に加入しています。

16. サービス内容及び個人情報取扱い等に関する苦情・相談について

サービスの内容及び個人情報取扱い等に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

【事業者の窓口】	住所 〒177-0034 東京都練馬区富士見台 2-19-22	
大地訪問看護ステーション	TEL 03-3577-8090	FAX 03-3577-8093
	受付時間 9:00 ~ 18:00	
介護保険課	① 練馬区保健福祉サービス苦情委員事務局	TEL 03-3993-1344
	② 杉並区介護保険課	TEL 03-5307-6653
	③ 中野区区民サービス管理部事業者指導調整係	TEL 03-3228-8878
東京都国民健康保険 団体連合会	苦情相談専用（土・日・祭日除く） 受付時間 9:00 ~ 17:00	TEL 03-6238-0177

17. 契約の解約・終了

契約は、有効期間であっても、ご契約者からの利用契約を解約することができます。その場合は、契約終了を希望する日の 10 日前までに解約届出書をご提出ください。解約料は徴収いたしません。事業者からの解約はやむ得ない場合のみとし 1 ヶ月以上の期間をおき理由を通知します。

個人情報の取得及び利用に関する同意書

大地訪問看護ステーション・大地訪問看護ステーション サテライト大泉
管理者 白石 知成 殿

大地訪問看護ステーション・大地訪問看護ステーション サテライト大泉における私及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿ってサービスを円滑に実施することを目的とする。

2. 個人情報の内容

利用者の状態、家族の状況、介護状況、診察状況について関係者がサービスを提供するのに必要な項目。

3. 使用にあたっての条件

(1) 個人情報の使用は記載する目的の範囲以内で必要最小限とし、サービス担当国会議や介護支援専門員とケア関係事業者との連携調整において、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないように細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。また、利用者の求めに応じて遅滞なく閲覧に応じること。

4. 情報を使用する期間

同意の有効期間は契約終了日までとする。

以 上

説 明 者 大地訪問看護ステーション
大地訪問看護ステーション サテライト大泉

年 月 日

利用者	氏 名
署名代行者	氏 名
	利用者との続柄
家族または代理人	氏 名
	利用者との続柄

同意書

【24 時間対応体制加算（緊急時訪問看護加算）・特別管理加算・情報提供書】

- 私は、貴訪問看護ステーションの 24 時間対応体制により、緊急時の場合等の電話による相談又は訪問看護を利用するため、24 時間対応体制加算（緊急時訪問看護加算）を算定することに同意します。
- 私は、病気の状態から（ ）の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意します。
- 私は、貴訪問看護ステーションからの訪問看護の情報提供書を、都保健福祉局、保健所、保険管理課または学校、入院先、入所先へ提供することに同意します。

年 月 日

大地訪問看護ステーション・大地訪問看護ステーション サテライト大泉
管理者 白石 知成 殿

利用者住所	〒
利用者氏名	

同意者住所・氏名

住 所 _____

氏名 _____

利用者との続柄 _____

訪問看護料金表 (介護保険)

① 看護師による訪問

訪問時間	基本単位	サービス提供体制 強化加算 単位数	特別区加算 (東京都 23 区)	支給限度額内の利用者負担額 (サービス体制強化加算含む)		
				1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合
20 分未満	314	6	11.40	365 円	730 円	1,095 円
30 分未満	471	6	11.40	544 円	1,088 円	1,632 円
30 分以上 60 分未満	823	6	11.40	945 円	1,890 円	2,835 円
60 分以上 90 分未満	1,128	6	11.40	1,293 円	2,586 円	3,879 円

※サービス体制強化加算とは、研修等を実施しており、かつ7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている

※早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)は25%増。深夜(22時~翌6時)は50%増。緊急訪問の場合は2回目以降から加算される)

② 療法士による訪問

訪問時間	基本単位	減算(*)	サービス提供 体制強化加算 単位数	特別区加算 (東京都 23 区)	支給限度額内の利用者負担額 (サービス体制強化加算含む)		
					1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合
20 分(1 回)	294	-8	6	11.40	333 円	666 円	999 円
40 分(2 回)	588	-16	12	11.40	666 円	1,332 円	1,997 円
60 分(3 回)	795	-24	18	11.40	900 円	1,798 円	2,699 円

※減算とは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている事業所による減算

※1週間に6回を限度に算定する

※1日に3回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する

加算内容	単位数	特別区加算 (東京都 23 区)	利用者負担額		
			1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合
初回加算 (I) 退院した日に看護師が訪問した場合	350/月	11.40	399 円	798 円	1,197 円
初回加算 (II) 新規に訪問看護を提供した場合	300/月	11.40	342 円	684 円	1,026 円
緊急時訪問看護加算 (II)	574/月	11.40	655 円	1,309 円	1,963 円
特別管理加算 (I)	500/月	11.40	570 円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算 (II)	250/月	11.40	285 円	570 円	855 円
退院時共同指導加算	600/月	11.40	684 円	1,368 円	2,052 円
複数名訪問看護加算 (I) (二人の看護師が同時に訪問した場合)	【30分未満】254/回	11.40	290 円	579 円	869 円
	【30分以上】402/回		459 円	917 円	1,375 円
長時間訪問看護加算 (特別な管理を必要とする利用者に対し 90分以上の訪問看護を行った場合)	300/回	11.40	342 円	684 円	1,026 円
ターミナルケア加算	2,500	11.40	2,850 円	5,700 円	8,550 円

③ 介護保険対象外のサービス実施のご利用料金

おむつ・ガーゼ等		実費
キャンセル料	サービス利用日(連絡なしの場合)急変等やむを得ない場合を除く	2,000 円
死後の処置	亡くなられた後の処置	14,000 円

予防訪問看護料金表（介護保険）

① 看護師による訪問

訪問時間	基本単位	サービス体制提供 強化加算 単位数	特別区加算 (東京都 23 区)	支給限度額内の利用者負担額 (サービス体制強化加算含む)		
				1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合
20 分未満	303	6	11.40	353 円	705 円	1,057 円
30 分未満	451	6	11.40	521 円	1,042 円	1,563 円
30 分以上 60 分未満	794	6	11.40	912 円	1,824 円	2,736 円
60 分以上 90 分未満	1090	6	11.40	1,250 円	2,499 円	3,749 円

※サービス体制強化加算とは、研修等を実施しており、かつ、7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている

※早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%増。深夜（22時～翌6時）は50%増。緊急訪問の場合は2回目以降から加算される

② 療法士による訪問

訪問時間	基本単位	減算(*)	サービス提供体制 強化加算 単位数	特別区加算 (東京都 23 区)	支給限度額内の利用者負担額 (サービス体制強化加算含む)		
					1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合
20 分(1 回)	284	-8	6	11.40	322 円	643 円	965 円
40 分(2 回)	568	-16	12	11.40	643 円	1,286 円	1,929 円

※減算とは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている事業所による減算

加算内容	単位数	特別区加算 (東京都 23 区)	利用者負担額		
			1 割の場合	2 割の場合	3 割の場合
初回加算 (Ⅰ) 退院した日に看護師が訪問した場合	350/月	11.40	399 円	798 円	1,197 円
初回加算 (Ⅱ) 新規に訪問看護を提供した場合	300/月	11.40	342 円	684 円	1,026 円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	574/月	11.40	655 円	1,309 円	1,963 円
特別管理加算 (Ⅰ)	500/月	11.40	570 円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算 (Ⅱ)	250/月	11.40	285 円	570 円	855 円
退院時共同指導加算	600/月	11.40	684 円	1,368 円	2,052 円
複数名訪問看護加算 (Ⅰ) (二人の看護師が同時に訪問した場合)	【30 分未満】 254/回 【30 分以上】 402/回	11.40	290 円 459 円	579 円 917 円	869 円 1,375 円
長時間訪問看護加算 (特別な管理を必要とする利用者に対し 90 分以上の訪問看護を行った場合)	300/回	11.40	342 円	684 円	1,026 円

③ 介護保険対象外のサービス実施のご利用料金

おむつ・ガーゼ等		実費
キャンセル料	サービス利用日（連絡なしの場合）急変等やむを得ない場合を除く	2,000 円
死後の処置	亡くなられた後の処置	14,000 円

利用料金計算式 $\left\{ \begin{array}{l} \text{(基本単位} \times \text{特別区加算)} + \text{(サービス体制強化加算} \times \text{特別区加算)} = \text{請求額} \\ \text{請求額} \times 0.9 = \text{保険請求額} \quad \text{(2 割の場合は 0.8 を、3 割の場合は 0.7 をかける)} \\ \text{請求額} - \text{保険請求額} = \text{自己負担額} \end{array} \right.$

訪問看護料金表（医療保険）

- ・各種健康保険、公費医療保険制度が適用されます。
- ・医療保険を適用できる訪問は、週3回まで（1日単位）です。
- ・週4以上は自費となります。但し、特別な場合(厚生労働大臣の定める疾病や、医師の特別の指示による14日間)は、除きます。

【医療保険適用料金の詳細】(*1)

訪問看護基本療養費（I）	週3日目まで	5,550円/日	週4日目以降	6,500円/日
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円/月	月の2日目以降	3,000円/日
	金額	1割の方	2割の方	3割の方
月の1回目	13,220円	1,320円	2,640円	3,970円
月の2回目以降	8,550円	860円	1,710円	2,570円
基本料金				
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	780円	80円	160円	230円
24時間対応体制加算	6,520円	650円	1,300円	1,960円
特別管理加算1	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算2	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
毎月1回該当者に加算				
難病等複数回訪問加算	4,500円	450円	900円	1,350円
緊急訪問看護加算（月14日目まで）	2,650円	270円	530円	800円
（月15日目以降）	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円
複数名訪問看護加算	4,500円	450円	900円	1,350円
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
90分を超えた場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝訪問看護費 （PM6時～PM10時・ AM6時～AM8時）	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 （PM10時～AM6時）	4,200円	420円	840円	1,260円
ターミナルケア療養費1 （在宅で亡くなった場合）	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2 （特別養護老人ホーム等で亡くなった場合）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
該當時のみ加算				

(*1) 営業時間（9:00～18:00）内に限ります。また、保険により自己負担が異なります。

訪問回数、病状、希望等によりこれらの料金のうち、所定の負担割合に応じご負担頂きます。

交通費に関しては通常業務を行なう地域(練馬区、杉並区、中野区)以外でも交通費は請求しません

【医療保険対象外の料金詳細】

おむつ・ガーゼ等		実費
キャンセル料	サービス利用日（連絡なしの場合） 急変等やむを得ない場合を除く	2,000 円
死後の処置	亡くなられた後の処置	14,000 円